

東かがわ市公告第 25 号

制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び東かがわ市建設工事執行規則（平成 15 年東かがわ市規則第 97 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 14 日

東かがわ市長 上村 一郎

第 1 入札に付する事項

| | |
|---------|--|
| 1. 業務名 | 令和 7 年度 東かがわ市市営住宅耐震診断業務委託 |
| 2. 業務場所 | 東かがわ市地内 |
| 3. 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日 |
| 4. 業務概要 | 耐震診断業務一式 ① 花園団地 S 55 年建設 173,42m2 ② 横内西団地 S 55 年建設 172,8m2 ③ 横内南団地 S 55 年建設 172,8m2 ④ 西村団地 S 55 年建設 165,03m2 補強コンクリートブロック造 1 件、壁式鉄筋コンクリート造 3 件 建物の耐震診断を行い耐震性能を判定、調査内容及び診断結果を報告書により提出 |
| 5. 支払条件 | 前払 有り |

第 2 入札参加者に必要な資格等に関する事項

| | |
|------------------|---|
| 1. 共通事項 | (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。 (2) 東かがわ市建設工事指名停止措置要領による指名停止期間中でない者であること。 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。 |
| 2. 営業所の拠点 | 香川県内の本店又は契約締結権のある支店、営業所であること。 |
| 3. 入札参加資格者名簿登載 | 東かがわ市における令和 7 年度入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタント業務に登録されている者であること。 |
| 4. 建設コンサルタント登録規程 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。 |
| 5. 同種業務の施工実績 | 平成 22 年 4 月 1 日以降に鉄筋コンクリート造および壁式鉄筋コンクリート造ならびに鉄骨造の耐震診断業務を元請けで履行、完了した実績を有していること。 |
| 6. 配置予定管理技 | 配置予定管理技術者は、構造設計一級建築士免許を有し、診断・ |

| | |
|----|--|
| 術者 | 補強に関する講習（鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習）の受講修了者であること（入札日時点で3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）。 |
|----|--|

第3 入札日程等に関する事項

| | | |
|--------------------|------------|---|
| 1. 入札公告等の掲載 | 掲載期間 | 令和7年5月14日(水)から令和7年6月18日(水)まで（かがわ電子入札システム稼働時間中） |
| | 掲載場所 | かがわ電子入札システム 入札情報サービス https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/ |
| 2. 設計図書の閲覧 | 閲覧方法 | 設計図書（設計書、図面及び仕様書）は、電子閲覧とし、かがわ電子入札システムの「調達案件概要」画面からダウンロードすること。 |
| | 閲覧期間 | 公告等の掲載期間 |
| 3. 設計図書等の質問 | 方法 | 設計図書等について質問のある者は、電子メールにより行うこと。 |
| | 質問期限 | 令和7年5月22日(木)12時まで |
| 4. 設計図書等の質問に対する回答 | 方法 | 3. 設計図書等の質問に対する回答は、令和7年5月26日(月)9時までに行い、かがわ電子入札システムの公開資料において閲覧に供する。 |
| | 閲覧期間 | 公告等の掲載期間 |
| 5. 入札参加資格確認申請書の提出等 | 提出期間及び提出方法 | 令和7年5月14日(水)9時から令和7年5月28日(水)12時まで（かがわ電子入札システム稼働時間中） 電子入札システムにより提出 <u>※申請書類一式は1つのファイル（PDFファイル）で提出してください。</u> |
| | 受付場所及び問合せ先 | 東かがわ市総務部総務課 契約・選挙グループ 〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1 TEL (0879)26-1214 |
| | 入札参加資格確認資料 | (1) 入札参加資格確認申請書（様式第2号） (2) 入札参加資格第2の4の確認ができるものの写しを提出すること。 (3) 同種業務の施行実績（様式第5号） 入札参加資格第2の5に掲げる要件を満たすことを証明する施行実績を記載すること。 同種業務の施行実績は、完了し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。 業務概要等は、同種業務に係る業務内容が分かるよう記載すること。 |

| | | |
|-------------------|------|--|
| | | <p>同種工事の施工実績は、複数記載することができる。</p> <p>(4) T E C R I S 登録証明（完了登録）等の写し等</p> <p>(3) の同種業務の施行実績として記載した業務に係る T E C R I S 登録証明（完了登録）又は、契約書（契約書で業務内容が確認出来ない場合は、設計書等）の写し等、業務が完了したことが分かる書面の写しを提出すること。</p> <p>(5) 配置予定管理技術者等の資格・経験（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入札参加資格第2の6の確認ができるものの写しを提出すること。 ② 配置予定管理技術者は、複数記載することができる。 ③ 入札日時点で3か月以上の直接的な雇用関係にある者であることを証明するものの写しを添付すること。 ④ 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の管理技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の管理技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、東かがわ市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合があること。なお、業務の履行中においての管理技術者の変更は原則として認めない。 <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。 ② 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。 ③ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。 ④ 提出された申請書及び資料は、返却しない。 ⑤ 提出された申請書及び資料は、公表しない。 |
| 6. 入札書の提出 | 入札期間 | 令和7年6月13日(金)9時から令和7年6月17日(火)12時まで（かがわ電子入札システム稼働時間中） |
| 7. 入札書に添付して提出する書類 | 内訳書 | 入札金額に係る積算の内訳を明らかにした内訳書 なお、入札書の金額と内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。 |
| 8. 開札 | 開札日時 | 令和7年6月18日(水)9時 |
| | 開札場所 | 東かがわ市総務部総務課 契約・選挙グループ |

第4 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は東かがわ市入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において第2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

入札価格が低廉であり当該価格では業務が適正に履行がされないとそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者の入札を無効とする。

内訳書を提出しないとき、内訳書に記載すべき事項が欠けているとき及び誤りがあるとき等の不備が認められる場合、また入札書と内訳書の純粋合計が異なる場合は無効とする。

第5 落札者の決定方法

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 3 項の規定により最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

第6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金

納付（契約金額の 100 分の 10 以上）。ただし、利付き国債若しくは地方債等の提供または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の契約締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札参加者は東かがわ市競争入札参加者の入札心得を熟読し、遵守すること。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、東かがわ市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 前金払について
前払金の保証契約締結に基づき、希望により業務委託代金額の10分の 3 以内の額を請求できる。
- (7) その他詳細不明の点については、東かがわ市総務部総務課契約・選挙グループに照会すること。